

はり・きゅう・あんまを利用するとき

はり・きゅう・あんまマッサージの治療は、医師の同意を得ている場合のみ健康保険が適用されます。ただし、使える症状は定められています。

健康保険の対象となる症状

病院で治療していて、症状が良くなり、医師の指示があった場合（あらかじめ医師の同意書が必要）に対象となります。

○はり・きゅうの場合

【症状】

- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・腰痛症
- ・五十肩
- ・頸腕症候群（首、肩、腕の筋肉や靱帯の痛み、しびれなど）
- ・頸椎捻挫後遺症（むち打ち症）

○あんまの場合

【症状】

- ・関節拘縮
- ・筋麻痺

※注意

- ・医師の治療を受けていない場合は健康保険が適用されません。
- ・かならず健康保険治療に対応した鍼灸院かどうか確認をしてください。
- ・医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても健康保険の対象にはなりません。その場合はすべて自己負担となります。